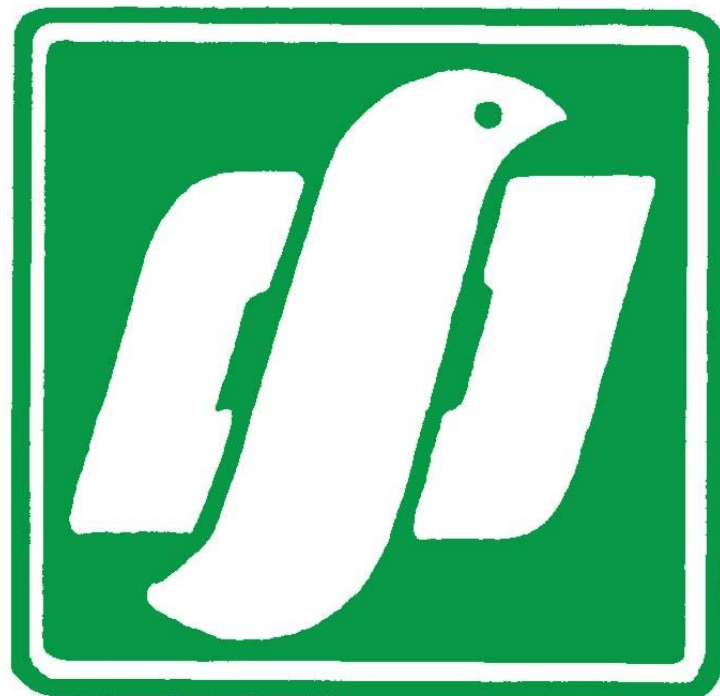


さいたま市立第二東中学校 いじめ防止基本方針



令和7年度

令和7年度 さいたま市立第二東中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立第二東中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- ・いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、組織で迅速に対応する。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもち、毅然とした態度で指導に臨む。
- ・重大事態には、関係機関と連携を取り、適切な対応を図る。
- ・いじめが解決した後も、本人が安心して生活できるよう見届けを行う。
- ・いじめが起こらない環境づくりを行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員：①定例会（年1回程度）

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、学校運営協議会委員とする。

②小委員会はいじめ指導委員会と教育相談委員会構成する。

(3) 開 催

- ア 定例会（年間1回開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会・教育相談委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（校長の判断により、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集して開催）

(4) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応
- ケ いじめの認知をいじめの定義に基づいて総合的に協議をして判断

2 生徒会いじめ対策委員会

(1) 目 的：生徒自身がいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会本部役員、専門委員会委員長、各学級の学級委員、各部活動の部長

- (3) 開 催
- ア 定例会（各学期1回程度）
 - イ 臨時会（校長の要請による）

(4) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、道徳教育推進教員を中心に、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育の充実に努める。
- イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- ウ あらゆる教育活動の中で、教師自身が生徒の心に響く語りかけを行う。

(2) 道徳の時間を通して

- ア 「いじめ撲滅強化月間」に、「2 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- ア 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- イ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ウ 校長等による講話
- エ いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導（「いじめ防止指導事例集」の活用等）
- オ 学校だより等による家庭や地域への広報活動
- カ 青少年育成地区会や地元自治会との連携による活動の展開

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ア 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ア 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ア 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があります。ことを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。

(2) 授業の実施：全学年原則2学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- ア 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- イ 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 全学年及び保護者対象 7月実施予定

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

(1) 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

(2) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施 ： 3年生対象 11月実施予定

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること → 点を線に 全体像（危機的状況）の把握につなげる
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- （１）健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- （２）授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、話合いの輪に入らず一人でいることが多い
教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- （３）休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- （４）給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- （５）部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- （６）登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- （１）アンケートの実施：４月・９月・１月（年３回実施）
- （２）アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- （３）アンケート結果の活用：アンケート結果をもとに、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、学年・学校全体で情報を共有し、
全職員で見守る。

3 毎学期の「いじめに係る状況調査」の報告（いじめ防止対策推進法１６条）

- （１）簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- （２）いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- （１）年１回設定する。１１月に全校３者面談を実施する。
- （２）保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
ア さわやか相談室だよりの発行
イ さわやか相談室の充実

5 面談聞き取りの実施

- （１）面談聞き取りの実施：各学年の年度１回目に行われる全校３者面談時に実施する。
- （２）面談聞き取りの結果の活用：学年・学校全体、いじめ対策委員会で情報共有する。
直接保護者や本人から面談時に情報を収集、確認をし、
その後の指導に当たる。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員
- (2) 学校運営協議会委員
- (3) 青少年育成地区連絡会

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長：①情報を収集し、組織的な対応の全体指揮を行う。
②構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭：①教務主任、生徒指導・教育相談担当に指示し、情報を収集・分析、校長に報告、全体指揮を助ける。
②いじめ対策委員会に情報を報告するとともに、対応方法を提示する等委員会の円滑な運営を助ける。
- 教務主任：①生徒指導担当、教育相談担当と連携し情報収集に当たる。
②教頭を助け、いじめ対策委員会の円滑な運営を図る。
- 担任：①事実の確認のため、情報収集を行う。
②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当：①事実の確認のため、情報収集を行う。
②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任：①担当する学年の生徒の情報収集を行う。
②担当する学年の情報共有を行う。
③校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任：①生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
②生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任：①生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
②生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭：①生徒の様子を日頃から注意深く見守り、早期発見に努める。
②生徒のささいな変化に気付いたら、学年主任等と情報を共有する。
③情報に基づき、学年職員と連携し速やかに対応する。

- 部活動の顧問 : ①事実の確認のため、情報収集を行う。
②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員 : 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー : 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒や保護者へのカウンセリング等を行う。
- 保護者 : 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域 : いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- （１）学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- （２）取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- （１）「わかる授業の推進」
- （２）「豊かな心をはぐくむ教育活動全体を通じた道徳教育の推進」

3 生徒指導・教育相談に係る研修

- （１）生徒理解 ： 事例研修（いじめの認知、長欠生徒への対応など）
- （２）事例研修 ： 心のアンケートの活用法、バウムテストの結果より
- （３）情報モラル研修 ： 携帯・インターネット（ラインとは）

Ⅹ P D C A サイクル

より効率性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

- （１）検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- （１）「取組評価アンケート」の実施時期：7月、11月、2月を予定
- （２）いじめ対策委員会開催時期：小委員会、定例会（年1回程度）
- （３）生徒指導委員会、教育相談推進委員会の実施（毎週）
- （４）校内研修等の開催時期：4月、8月、2月を予定